

京都市訓令甲第 28 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項第31号中「物品の不用の決定及び」を削り、「売却決定」を「売却の決定及び契約（インターネットを利用した一般競争入札の方法によるもの（電子入札システムによるものを除く。）に限る。）」に改める。

別表次長の項第25号中「売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改め、同項第26号中「物品の不用の決定及び」を削り、「売却決定」を「売却の決定及び契約（インターネットを利用した一般競争入札の方法によるもの（電子入札システムによるものを除く。）に限る。）」に改め、同項中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)